

○悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準

平成24年3月19日
都留市告示第11号

都留市長 小林義光



悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準を次のように定める。

悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準

(排出規制地域)

第一条 悪臭防止法(昭和46年法律第91号。以下「法」という。)第三条の規定に基づく工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物(特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。)の排出(漏出を含む。)を規制する地域は、別添図面のとおりとする。

(規制基準)

第二条 法第四条第二項第一号の規定による規制基準は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に定めるとおりとする。

区分	規制基準
A区域	臭気指数 十三
B区域	臭気指数 十五
C区域	臭気指数 十七

2 法第四条第二項第二号の規定による規制基準は、前項の規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号。以下「規則」という。)第六条の二に定める方法により算出した臭気強度又は臭気指数とする。

3 法第四条第二項第三号の規定による規制基準は、第一項の規制基準を基礎として、規則第六条の三に定める方法により算出した臭気指数とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

備考

第二条に掲げるA区域からC区域までの区域の区分は、別添図面中において、A区域は緑色、B区域は黄色、C区域は赤色としてそれぞれ色分けした区域によるものとする。

(「別添図面」は、省略し、その図面は都留市市民・厚生部市民生活課に備え置いて縦覧に供する。)